



パネリスト

公益社団法人 日本医師会 常任理事

き も り こ く と
城守 国斗

生年月日 昭和31年6月27日

学歴等 昭和58年3月 新潟大学医学部卒業

主な経歴	自昭和58年4月	京都府立医科大学整形外科学教室
	至昭和59年3月	
	自昭和59年4月	公立湖北総合病院
	至昭和62年6月	
	自昭和63年7月	京都第一赤十字病院
	至平成3年3月	
	自平成11年6月	社会福祉法人京都社会事業団西陣病院 副院長兼部長
	至平成14年12月	
	自平成17年6月	医療法人三幸会 理事長
	至現在	

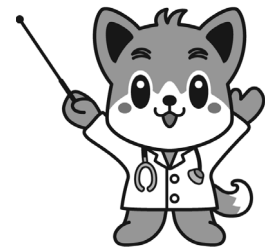
自平成20年4月1日	京都府医師会理事
至平成29年6月18日	
自平成24年6月26日	日本医師会「広報委員会」委員
至平成30年6月23日	
自平成26年6月28日	日本医師会「財務委員会」委員
至平成28年6月24日	
自平成26年6月28日	日本医師会代議員
至平成30年6月23日	
自平成29年6月18日	京都府医師会副会長
至令和元年6月16日	
自平成30年6月23日	日本医師会常任理事
至現在	
自令和元年6月16日	京都府医師会顧問
至現在	

賞 罰 令和2年4月29日 藍綬褒章

一般財団法人医療関連サービス振興会 第32回シンポジウム

医師の働き方改革の現状と地域医療への影響

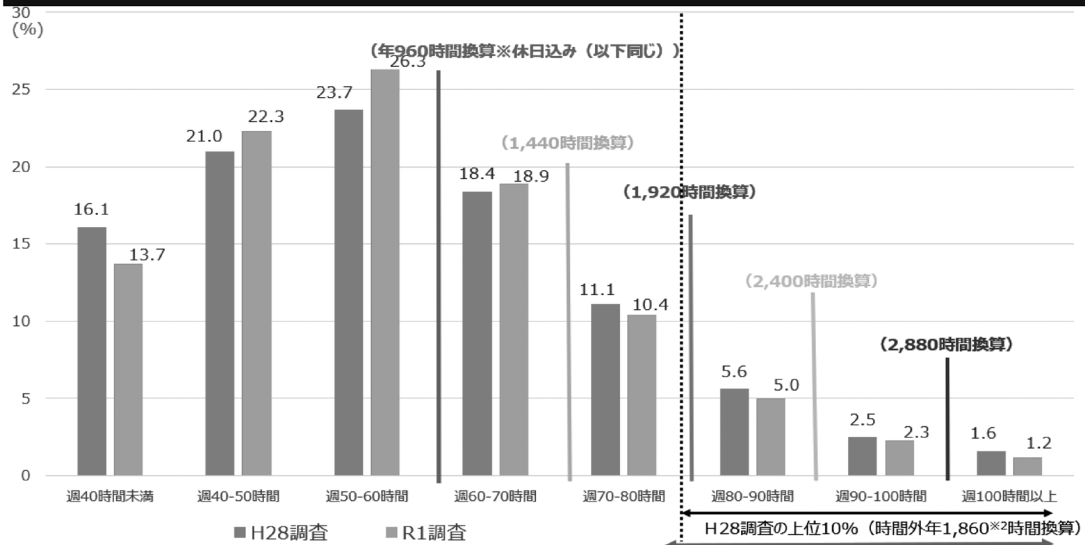
令和 5年 2月 3日
公益社団法人 日本医師会
常任理事 城守 国斗



医師の働き方改革に関する検討の流れ



病院常勤勤務医の週労働時間の区分別割合



- ※1 H28調査、R1調査ともに、兼業先の労働時間を含み、指示無し時間を除外している
 ※2 H28調査ではグラフにおける分布の上位10%は年1,904時間であったが、雇用管理の便宜上、12月で割り切れるきりのよい近似値として1,860時間としている
 ※3 R1調査では宿日直許可を取得していることがわかっていない医療機関に勤務する医師の宿日直中の待機時間を労働時間から除外した上で、診療科別の性、年齢調整、診療科ごとの勤務医療機関調整を行っていることに留意が必要
 ※4 週労働時間の区分別割合は、小数点第2位で四捨五入している

2

医師の時間外労働規制について

2024年4月以降は、年960時間超の時間外・休日労働が可能となるのは、都道府県知事の指定を受けた医療機関で指定に係る業務に従事する医師(連携B・B・C水準の適用医師)のみ

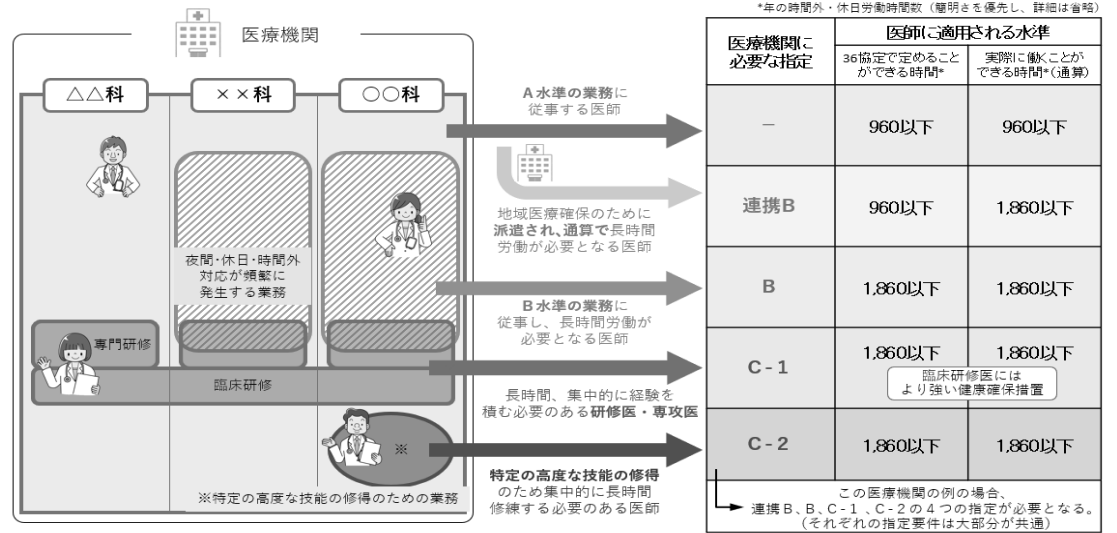


※あわせて月156時間を超える場合には労働時間短縮の具体的措置を講ずる。

3

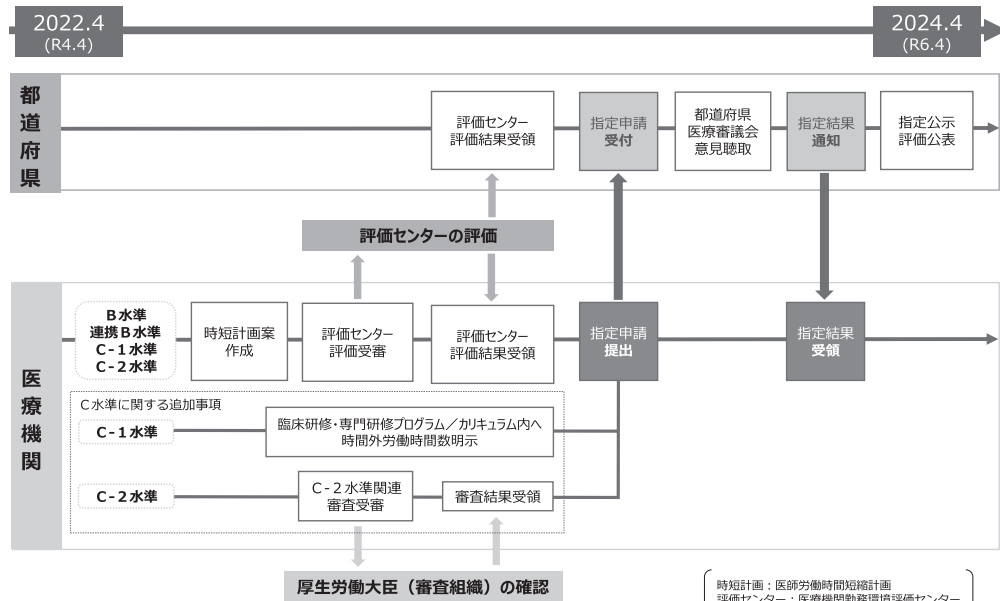
各水準の指定と適用を受ける医師について

A水準以外の各水準は、指定を受けた医療機関に所属する全ての医師に適用されるのではなく、指定される事由となった業務やプログラム等に従事する医師にのみ適用される。所属する医師に異なる水準を適用させるためには、医療機関はそれぞれの水準についての指定を受ける必要がある。



4

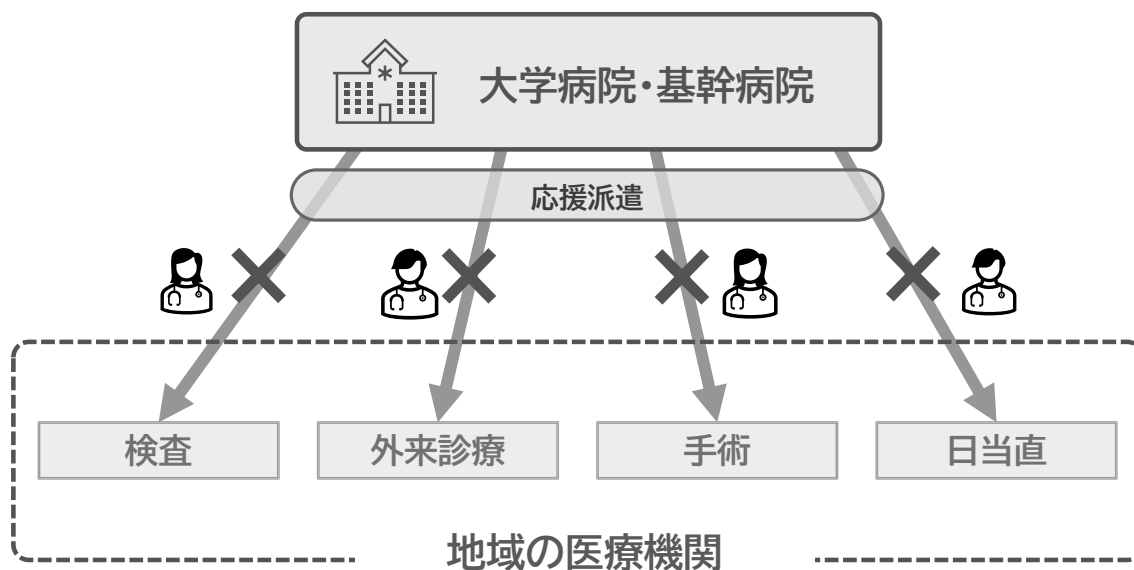
特定労務管理対象機関の指定に係る都道府県・医療機関の手続の流れ



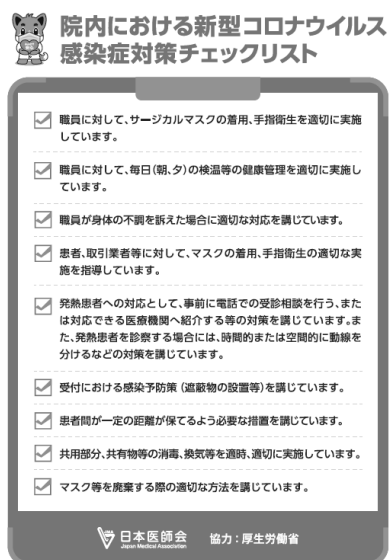
2022.04.01 厚生労働省施行通知 資料

5

医師の働き方改革により懸念される地域医療への影響



6



ご清聴ありがとうございました。